

環境法専門弁護士座談会 (第2回)

廃棄物と循環型社会

本誌編集部

本誌連載の「弁護士からみた環境問題の深層」は、日本CSR推進協会(旧・日本CSR普及協会)・環境法専門委員会所属の弁護士の先生方によるものである。法解釈や訴訟事例などを交えた貴重な解説記事である。先月号に続き、8名の弁護士の皆様による座談会記事を掲載する。第2回目のテーマは「廃棄物と循環型社会」である。廃棄物処理法は昔から「難解」と言われる法律の1つで、「有価物か廃棄物か」、は特に重要な論点である。そこに循環型社会が入ることで、「廃棄物処理か、リサイクルか」、も新たな争点になって来ている。



写真1 座談会参加メンバー

〈後列左から〉北島隆次弁護士、伊達雄介弁護士、寺浦康子弁護士、山下瞬弁護士、半田虎生弁護士
〈前列左から〉町野静弁護士、佐藤泉弁護士、芝田麻里弁護士

1. 廃棄物

佐藤 (ファシリテーター) : 企業の環境管理の中で、土壌汚染と同様に、またはそれ以上に重要となるのが廃棄物管理だと思います。廃棄物処理法では、不法投棄等について罰則が強化されており、警察による捜査が行われる案件も増えています。芝田さんは、廃棄物処理法に関してはまさに第一人者ですが、刑事事件も扱っていることでしょう。弁護士として、警察の捜査協力、検察官との面談、刑事裁判手続きなどの依頼を受けると、難しい側面があると思

ますが、どのように対応されているのでしょうか。

芝田 : 刑事事件に関しては、対応が早ければ早いほどいいので、警察から問合せがあった、取調べを受けた、など捜査の端緒的なところからサポートします。仮に被疑事実が真実であれば、徹底して捜査に対する協力をを行う、という姿勢を心がけています。廃棄物処理業の許可を有する場合、廃棄物処理法違反で会社が有罪になれば、たとえ罰金1万円であっても会社が欠格要件に該当し、廃棄物処理業の許可が取り消されてしまうだけではなく、5年間はその役員も欠格要件に該当し、さらに役員の兼任している他の

会社の廃棄物処理業許可も連鎖的に取り消されるおそれがあります。そこで、会社だけでも不起訴処分してもらうというのが狙いです。

佐藤：特に廃棄物処理法には両罰規定というものがありますよね。

芝田：はい。従業員が廃棄物処理法違反行為を、会社の業務内で行ってしまった場合には、会社も処罰され、欠格要件に該当してしまうというのが両罰規定です。先日もあった案件ですが、解体業を行っている会社の従業員が、解体廃棄物を他の現場へ不法投棄してしまった事案がありました。

判例上、両罰規定は過失推定規定とされており、従業員が会社の業務に関して違法行為を行った場合、従業員を処罰するとともに原則として会社も処罰する可能性があります。

本件についても、当初検察官から、会社も罰金の方向で、とのお話がありました。しかしながら、廃棄物処理法において会社が罰金刑を受けると、会社の許可がすべて取り消されるので、それはあまりにも酷であること、会社ぐるみの案件ではないこと、会社の指示があったわけではないこと、会社が適正処理を心がけて業務を遂行していたこと等、事情をお話して、不起訴を得ることができました。

佐藤：廃棄物の刑事事件というのは、専門的な知識のある弁護士に早めに相談することが大事ですよ。

芝田：そうですね。事件が発覚した際、会社からすると、隠したい気持ちやごまかせるのでは、という気持ちが芽生えてしまうかと思いますが、捜査機関の捜査能力というのはとても高く、少しでも真実を見つけるとそこに焦点を合わせていくので、会社としては最初から協力的な姿勢を見せた方が、不起訴になる、あるいは処罰の軽減が見込めるので、なにかあったら絶対にバレるということを理解して頂いた方が助かるケースが多いと思います。結果として、実行犯の個人は起訴されましたが、法人は不起訴になりました。個人の過失は認めるが、法人の過失は認めないという弁護活動をしました。

寺浦：客観的な証拠、例えば会社は普段から教育を徹底していました。というような証拠があれば、会社としては有利ですね。

芝田：残念ながらそういうのは無かったのですが、警察に問い合わせを受けたあと、警察が犯罪事実及び被疑者を把握する前から、社内において調査を行い、名乗り出た被疑者とともに代表が出頭するなど、捜査に徹底して協力したことが功を奏しました。

佐藤：要するに情状酌量ですよ。

芝田：そうですね。



写真2 芝田麻里 弁護士

佐藤：検察官は、再発防止を頑張りますという姿勢をしっかり見せると、情状酌量してくれる可能性が高いです。

山下：両罰規定が適用された場合における会社のリスクに関しては、今のお話でよく理解できました。その上で、ご質問ですが、会社側から相談を受ける弁護士としての立場で、従業員の統制や従業員教育等にも踏み込んだアドバイスをされているのでしょうか。

芝田：会社を守るためには従業員教育ですと伝えていますが、また行うだけではなくて、その履歴を残すことも大事です。何かがあったときに、それが会社を守る証拠になるので。

佐藤：弁護士と一緒に廃棄物管理マニュアルを見直したり、従業員教育に弁護士が行って講習会をしたり、マニュアルの管理状況と廃棄物の発生・処理量の整合性を見直すなどをすることで、違反行為が減っていくと思います。

廃棄物処理法については、行政と処理業者の間のトラブルもあります。廃棄物処理業者に対する許可取消しなどの行政処分を争う場合、一般的には廃棄物処理業者が勝訴することはとても難しいと思います。戦うポイントはどこにあるのでしょうか。

芝田：芝田総合法律事務所では、許可取消訴訟、不服審査請求等において、業者側の代理人として勝訴したこともあります。行政訴訟は勝訴がとても難しいことになりはありますが、いかに訴訟に至らないようにするのが重要だと思っています。

行政と業者との食い違いがポイントになってくると思っていて、どういうやりとりがあったのかとか、行政からどういう指導があったのか等、行政に同行させていただき、緻密に事実認定していくことで、従うべき行政指導なのか、任意の協力を求めるものに過ぎないのかが明確にな

り、滞っていた手続が進むことが多くあります。

佐藤：私も、行政から廃棄物処理業者に対し、業許可の取消しを前提とした聴聞手続が行われた案件で、業者の代理人として聴聞期日に意見を陳述したことがあります。その結果、業許可の取消しは行われませんでした。株主の欠格要件が問題となった事案でした。企業も弁護士も諦めないということが重要です。

山下：私も元公務員として、環境行政に限らず、規制する立場で仕事をしてきた経験があるのですが、行政側としても、特に規制行政においては、行政庁に対する行政不服申立て（審査請求など）や裁判所に対する行政訴訟（取消訴訟など）が行われる可能性などを考慮して、よりソフトな対応である行政指導という形を取るケースも多いと認識しております。実際に、行政不服申立てにおいて、弁護士が聴聞手続に関与していく例はあまり見られないことから、弁護士が当該手続の段階からサポートすること自体が効果的なのではないかと考えます。

佐藤：行政側としても不服申立てや行政訴訟などをされたくないですね。

半田：廃棄物でいうと、最近は各自治体で廃棄物処理場建設許可申請の前に住民との対話を重ねようという紛争予防条例が作られているかと思います。その際、住民側に関わる時に、事業者の方に弁護士が関わる場合と関わらない場合があるのですが、そういうニーズは増えてきているでしょうか。

佐藤：一般的には、行政書士が許可を取得するための手続を担当します。法律上は、許可の要件が満たされていれば、必ず許可が得られるはずですが、弁護士は、紛争があった場合には対応します。しかし、迷惑施設については、住民同意などの上乗せの手続があり、なかなか許可を取得できない実態がありますね。

芝田：私は相談を受けたら、許可申請が取れなくて足踏みしている現場に同行して、なにが問題で進まないのかというところを解きほぐすお手伝いをすることはあります。多くの場合は、住民の反対がネックになって、行政が手続を進めたくないというケースです。企業は行政から、住民同意を得ることをずっと要求されているとのことですが、行政に、住民同意って廃棄物処理法上の要件ではないですよ。と言うと、話が進むことがあります。住民説明会などで協力するという姿勢は大切ですが、ある程度協力したら、次のステップに進ませてくださいと明確に伝えます。

佐藤：最近では、統計上不法投棄が減っていますが、現状はまだありますね。

伊達：昔はかなりありましたし、今もありますね。最近担当した事案でも、不法投棄の場所に会社名の書かれた書類

ファイルカバーや資材などがあって、誰が排出事業者かが判明しました。また、水銀による土壌汚染が生じた事案で、水銀体温計にブランド名が書かれてあったため、誰が不法投棄者かというのが分かり、損害賠償が認められたケースがあります。

2. 循環型社会

佐藤：循環型社会に向けて、店頭回収など企業の自主的取り組みが進んでいます。しかし、廃棄物処理法の適用関係が不透明な場合も多いようです。企業からの具体的な法律相談として、どのようなアドバイスをされているのでしょうか。

町野：最近では多くの企業に、リサイクルなどの取組を積極的に行おうという流れがあり、小売店の中には、店頭で顧客から不要になった製品を自主回収して、リサイクルをする取り組みを進めようとしているところもあります。

しかし、不用品を回収しようとするといくらリサイクル目的であっても廃棄物処理法上の収集運搬の許可が必要ではないかと廃棄物処理法上の疑義が出てきてしまうため、企業が二の足を踏んでしまうことがあります。そのような場合に、企業の良い取り組みをつぶしてしまうことがないように、廃棄物の該当性に関する総合判断説に照らして、廃棄物ではないとの認定ができるようなスキームとするようアドバイスをしています。また、必要に応じて法律意見書を作成したりすることもあります。

芝田：店頭回収でいうと、消費者に持ち込んでもらった洋服を回収し、リサイクル出来るかどうかというご相談はありますね。持ち込んできたものに対して、それが廃棄物であったりすると、一般廃棄物なのか産業廃棄物なのかと



写真3 町野静 弁護士

なってしまうリサイクルが進まないの、なるべく有価物として扱えるように検討して、アドバイスします。また、最近の環境省の通知により、産業廃棄物処理業者や一般廃棄物処理業者が専ら物をも取り扱えることが明確になった、この通知を利用してアドバイスしています。

先日、環境省の方とお話した際、廃棄物処理法の規制が厳しすぎるので、自治体は中々リサイクルを進める方向にならない。そこで、環境省がたくさん特例を作ってリサイクルを進めるように頑張っていると仰っていたことがあるので、専ら物の通知もその流れかなと思いました。

佐藤：たしかに古着は専ら物だということで店頭回収しているところも多いですが、見方によっては古物商の許可が必要だという人もいます。循環型社会において、古物営業法、廃棄物処理法、専ら物のような業許可不要制度などの棲み分けは、分かりにくいですね。

北島：金属くず商というのがありますよね。

佐藤：貴金属類は、個別の商品として売買する場合は古物商、資源として売買する場合には金属くず商になります。金属くず商の許可は、法律ではなく、条例で定められているので、地域によって異なります。最近では金属資源の価値が上がっているため、高齢者から無理やり買い取るというような悪質な営業もあるようですね。

北島：金属くず商の他に金属くず行商というものもあるので、どこで扱うべきなのか、微妙な問題がたくさんあります。

佐藤：循環型社会を進めるためには、法律の透明性や予測可能性が重要です。しかし、廃棄物該当性自体も総合判断で判断するため、客観的判断が難しいです。また、専ら物も何が該当するかが不明確です。最近では、使用済みペットボトルが資源として有価物か、専ら物か、あるいは廃棄物なのか、議論になっています。社会の価値観が変わり、また資源価値も変動していますが、現行の廃棄物処理法がそれに対応するような法律になっていない点が問題だと思います。

伊達：2023年の4月から施行されているプラスチック資源循環法について、自主的回収のご相談等がありますか。

町野：一度、法律が出来たときに自主回収・再資源化事業計画の認定を検討されている会社がありました。認定を受けると確かに、廃棄物処理法上の許可は要らないのですが、プラスチック資源循環法、廃棄物処理法の多くの条文が準用されているので、保管基準などが全て適用されてしまうんですね。そうすると、一般の小売業がそれを守って行うことは無理という結論となり、結局認定の申請は行いませんでした。

佐藤：家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等の各種リサイクル法にも同じ問題があります。廃棄物処理業の業

許可を不要とする制度を作っても、廃棄物処理法の多くの条文を準用しているため、非常に使いにくい制度になっています。

芝田：製造業者や小売業者が単体でリサイクルスキームの導入するのはそのような理由で難しいため、私は優良な廃棄物処理業者と連携して一緒に回収・リサイクルを行うことをご提案したりします。製造業者には認定だけ取ってもらい、運搬及び処分は既に廃棄物の許可を持っている処理業者が役割を分担することになります。

佐藤：廃棄物処理法では、取引当事者間で、誰が排出事業者なのか、という点についても問題になることがあると思います。この点についてもいかがでしょうか。

町野：相談されるケースで多いのが、例えば、倉庫業者などがお客さんから預かった荷物の梱包をといた際に出た梱包材につき、サービスとして倉庫業者が排出事業者となって廃棄物処理業者に引き渡してよいか、というような話です。この場合、契約等で梱包材の管理に係る権限明確化する等の対応をすることになります。

他方で、自分が排出事業者になるということは、廃掃法上の様々な責任を負うことになりますので、引き受ける側はその点をよく理解した上で、法律上の責任が果たせるよう梱包材についての正確な情報提供を受けられるようにするなど、契約の内容にも留意する必要があります。

編集部：先日監査に行った際、一部上場企業の大きな倉庫業者が、メーカーから廃棄物を受け取り、マニフェストを作成して排出しているということがありました。そのマニフェストを見たら、名前はメーカーのものですが、発生場所は倉庫になっており、よくよく調べると、作成も倉庫業者がしてしまっていました。

佐藤：私はそれを推薦しています（笑）。最近、大手物流業者は、在庫管理や品質・消費期限管理を担っている例があります。物流業者がEコマースなどを担うのは、新しいビジネスモデルであると思います。そういう中で物流業者が循環的なリユース、リサイクル、品質管理、適正な排出管理や処理委託等のより良いサービスを提供していく余地は大きいと思います。たとえば、賞味期限が近いものは寄付に回すなどの対応も可能でしょう。ただし、責任の明確化とリスク管理、監査はしっかり行う必要があると思います。その際、契約書や手順書、報告体制と監査基準が重要となります。これを、企業と一緒に考え、サポートするのが弁護士の仕事だと思います。

町野：おっしゃる通りでして、倉庫業者は是非やりたい。倉庫業者が解いた梱包をメーカーに返してメーカーが処分するというのは、ビジネスとして成り立たないので、



写真4 座談会の様子

基本的には全て行うという前提があった上で、預ける側も排出事業者責任があるので、倉庫業者に全て責任を押し付けるのではなく、どういう梱包材があってどう処理するかという情報提供をきちんと提供した上で適正処理を行いましょ。というように進めました。

佐藤：適切な業務委託については、当然に委託手数料が発生します。費用の面でも、合理的で持続可能な契約が必要ですね。

芝田：どういう預かりものを受けて、梱包材はどう廃棄し管理をするかという管理契約が重要だと思います。排出事業者のメーカーの場合ですが、廃棄物の処理手続の管理を行いますというような、管理に関する業務委託契約をすることが重要です。

佐藤：私もそう思います。何度も契約書を作成するのは大変なので、基本契約書を作成し、これに付随する別紙や覚書、手順書を順次追加するなど見直すことで、多様な業務に対応出来ますし、確認手段も手順書通りに監査することが可能になると思います。

伊達：倉庫から排出される廃棄物について、メーカーが排出事業者となる場合もあるし、管理契約の内容によっては倉庫業者が排出事業者になる場合もあるということでしょうか。

芝田：原則、メーカーが排出事業者になるということは動きませんが、管理契約を提結することによって、実際の手続きは物流業者や倉庫業者が手続できます。

佐藤：過去の判例では、業務委託をしている間では、排出する仕事を管理する業者が排出事業者となることが出来るかとされています。具体的な事例にもよりますが、メーカーも倉庫業者も排出事業者になり得るかもしれません。ただ

し、当事者間で責任を明確化することは必要だと思います。

伊達：その場合のマニフェストにおいてはどちらが排出事業者となるのでしょうか。

佐藤：当事者間で、どちらが排出事業者になるか決めて、その者が処理委託契約を締結しマニフェストを交付することになるでしょう。一般的には弁護士の役割は、企業の法令遵守はもちろんのこと、さらに健全な事業活動をサポートすることにあると思います。相談する弁護士によって回答が異なることはあると思います。法律相談というのは、相談する側にとっても、相談される側にとっても、奥が深いですね。

(取材 本誌編集部)

※「弁護士座談会（第3回）」は、次号に掲載予定です。

【弁護士紹介】

佐藤 泉 佐藤泉法律事務所

第一東京弁護士会環境保全対策委員会所属、2006年から4年間同委員会委員長。2003年度から2019年度の環境省主催環境コミュニケーション大賞審査員環境省中央環境審議会、国土交通省交通政策審議会、経済産業省産業構造審議会等の委員として各種リサイクル法の制定・改正・土壤汚染法改正等に関与現在東京都廃棄物審議会委員、日本鉄リサイクル工業会理事、企業の環境管理、循環型社会に対応するビジネスモデル構築を専門とする。

伊達 雄介 新千代田総合法律事務所

第一東京弁護士会の環境保全対策委員会所属。2015年から2年間、同委員会委員長。日弁連 公害対策・環境保全委員会委員（化学物質部会）。株式会社理経社外取締役。現在、土壤汚染や地下埋設物等の調査・対策に関するものとして、財務省の普通財産の処分価格等の明確化についての有識者に選任されている。複数の土壤汚染関連訴訟の代理人経験あり。化学物質管理、PFAS問題やプラスチック海洋汚染問題にも興味を持って活動している。

寺浦 康子 エンデバー法律事務所

第一東京弁護士会の環境保全対策委員会に所属しており、2017年から2年間、同委員会の委員長に就任。ニューヨーク州弁護士資格も取得している。また日弁連 公害対策・環境保全委員会委員（廃棄物部会）にも所属。過去、東京都環境審議会委員、中央環境審議会土壌農業部会委員に就任しており、現在は環境省入札監視・契約適正化委員会の委員である。また、現在はセイコーグループ株式会社及び株式会社リョウサンの社外取締役、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構社外監査役に就任。企業の環境法令違反に関連する第三者委員会に参加経験あり。最近は、水や土壌、廃棄物、再生可能エネルギーの中では地熱発電に特に関心を持っている。

芝田 麻里 弁護士法人 芝田総合法律事務所

東京弁護士会の公害環境委員会委員に所属。公益社団法人 全国産業資源循環連合会 顧問及び監事、一般社団法人 東京都産業資源循環協会 顧問を務め、一般社団法人 事業承継研究会代表理事、一般社団法人 特許情報サービス業連合会理事を務めている。また、株式会社 事業承継・M&A支援センター（JMA）代表取締役でもある。廃棄物処理法を中心とした行政交渉・行政・民事・刑事事件、これらに関する法律相談を多く扱う。また、企業の後継者育成、事業承継、M&Aの案件の相談も多い。

町野 静 弁護士法人イノベンティア

第一東京弁護士会の環境保全対策委員会に所属し、現在、同委員会の副委員長を務める。また慶應義塾大学のロースクールで環境法を教えている。経済産業省産業構造審議会の委員であり、資源循環経済小委員会の委員のほか、フロン類対策、容器包装、自動車リサイクルなどのワーキンググループの委員を務める。環境分野だけではなく知的財産分野の案件も多く扱っており、最近は、修理する権利と製品の修理・加工における特許権の効力範囲と題する論文も公表している。

北島隆次 TMI総合法律事務所

大学卒業後、製造業に6年、コンサルティングファームで環境・サステナビリティコンサルタントとして8年経験した後、法科大学院に入り、40歳で弁護士となる。環境やサステナビリティ実務に20年以上関わり、環境省や業界団体の委員も務めていた。現在は、環境法の他、カーボン・クレジット等の環境・サステナビリティに関する新規事業の立ち上げなどにも関わる。

山下 瞬 日本公認会計士協会

自治体職員を経て弁護士となり、第二東京弁護士会の環境保全委員会に所属。日本公認会計士協会の社内弁護士を務める。ルールづくりを専門として、全国初の手話言語条例の制定、被災自治体の復旧支援、電力システム改革の基盤整備、公認会計士団体の自主規制の見直しなど幅広い政策分野のルールメイキングに携わり、現在は所属する弁護士会のルール策定にも関与。最近は、MBAで環境マーケティングを学び、サステナビリティに関する消費者行動や行動科学に基づくルールづくりに関心を持っている。

半田 虎生 弁護士法人まちだ・さがみ総合法律事務所

第一東京弁護士会環境保全対策委員会所属、2006年から4年間同委員会委員長。2003年度から2019年度の環境省主催環境コミュニケーション大賞審査員。環境省中央環境審議会、国土交通省交通政策審議会、経済産業省産業構造審議会等の委員として各種リサイクル法の制定・改正・土壌汚染法改正等に関与。現在東京都廃棄物審議会委員、日本鉄リサイクル工業会理事、企業の環境管理、循環型社会に対応するビジネスモデル構築を専門とする。